

黒石市立武道場管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月25日

黒石市教育委員会教育長 山内 孝行

黒石市教育委員会規則第6号

黒石市立武道場管理運営規則の一部を改正する規則

第1条 黒石市立武道場管理運営規則（平成19年黒石市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「もの」を「者」に、「以下同じ」を「以下同じ。」に改め、同条第3項中「同条第1項」を「第1項」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第3条中「以下許可書」を「以下「許可書」」に改める。

第4条の見出し中「利用料」を「利用料金」に改め、同条中「許可書」を「許可」に改める。

第5条の見出し中「利用料」を「利用料金」に改め、同条中「利用料」を「利用料金」に、「もの」を「者」に、「黒石市立武道場利用料還付申請書」を「黒石市立武道場利用料金還付申請書」に改める。

第6条の見出し中「利用料」を「利用料金」に改め、同条第2項中「黒石市立武道場利用料減免通知書」を「黒石市立武道場利用料金減免通知書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「条例第10条」を「前項」に、「利用料」を「利用料金」に、「もの」を「者」に、「黒石市立武道場利用料減免申請書」を「黒石市立武道場利用料金減免申請書」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第10条の規定により、利用料金の減免を受けることができる場合及び当該利用料金の減免の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市及び教育委員会が主催し、又は共催する事業に供する場合 利用料金の全額
- (2) 市立小学校及び中学校が行う教育活動に供する場合 利用料金の全額

(3) 市内で活動する武道団体が、営利を目的とせず、かつ、小学生又は中学生を対象に行うスポーツ活動に供する場合 利用料金の全額

(4) その他市長が特別な理由があると認めた場合 市長が定める額

第7条第2号中「及ぼしたり」を「及ぼし」に改め、同条第5号中「飲食、喫煙」を「喫煙し、若しくは飲食し、」に改める。

第8条を削る。

第9条中「ほか、」の次に「武道場の管理に関し」を、「事項は、」の次に「教育委員会が」を加え、同条を第8条とする。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

黒石市立武道場利用申請書					
1 利用の目的					
2 利用場所	柔道場 剣道場				
3 利用の期間 及び時間	利用場所		午前		
	自	年 月 日	午後	時	分
	至		午前		
	年 月 日	午後	時	分	
	暖房設備		午前		
	自	年 月 日	午後	時	分
	至		午前		
	年 月 日	午後	時	分	
4 利用者区分別 予定人員	小学生以下	中学生	高校生	一般	計
	人	人	人	人	人
5 利用責任者	氏名 電話				
6 その他					
<p>上記のとおり利用したいので、申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>黒石市立武道場</p> <p>指定管理者 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 団体名 住所 氏名 電話</p>					

様式第2号（第3条関係）

黒石市立武道場利用許可書					
1 利用の目的					
2 利用場所	柔道場 剣道場				
3 利用の期間 及び時間	利用場所	午前			
	自 年 月 日	午後	時	分	
	至 年 月 日	午前	時	分	
		午後			
	暖房設備	午前			
	自 年 月 日	午後	時	分	
	至 年 月 日	午前	時	分	
		午後			
4 利用料金	円				
5 利用者区別 予定人員	小学生以下	中学生	高校生	一般	計
	人	人	人	人	人
6 利用責任者	氏名 電話				
7 許可条件	1 利用後は、清掃及び整頓をすること。 2 施設、設備等に損害を与えた場合は、責任を負うこと。 3 許可書は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。 4 その他、黒石市立武道場に関する規定を守ること。				
上記のとおり利用を許可します。 年 月 日 様 <div style="text-align: right;">                         黒石市立武道場                          指定管理者 印                     </div>					

様式第3号（第5条関係）

黒石市立武道場利用料金還付申請書

年 月 日

黒石市教育委員会

教育長

様

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

黒石市武道場条例第8条第3項ただし書及び黒石市立武道場条例管理運営規則第5条の規定により利用料金の還付を受けたいので、許可書を添えて下記のとおり申請します。

利用許可年月日	年 月 日		
還付申請の理由			
添付書類	利用料金領収書		
還付申請額	利用料金納付済額	還付額	備考
円	円	円	

様式第4号(第6条関係)

黒石市立武道場利用料金減免申請書

年 月 日

黒石市教育委員会

教育長

様

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

黒石市立武道場条例第10条及び黒石市立武道場管理運営規則第6条の規定により  
利用料金の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

減 免 理 由	黒石市立武道場管理運営規則第6条第1項第 号
利 用 場 所	
利 用 の 期 間 及 び 時 間	自 年 月 日 午前 午後 時 分 至 年 月 日 午前 午後 時 分 午後
利用料金減免申請額	円 (一部 ・ 全額)

様式第5号（第6条関係）

黒石市立武道場利用料金減免通知書

年 月 日

様

黒石市教育委員会  
教育長

年 月 日付けで申請のあった利用料金減免について、黒石市立武道場条例第10条及び黒石市立武道場管理運営規則第6条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

1 次のとおり減免します。

利用の期間 及び時間	自 年 月 日 午前 午後 時 分 至 年 月 日 午前 午後 時 分 午後
利用場所	
利用料金減免決定額	円 （一部 ・ 全額）

2 次の理由により減免できません。

（理由）

第2条 黒石市立武道場管理運営規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「利用料金」を「暖房料を除く利用料金」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。